

鳥羽のグルメを使った創作バーガーで“鳥羽”を発信！！

“とばーがー” 新メニュー大募集！

■事業目的と認証制度

ご当地グルメとしての「とばーがー」のブランド価値を適切に保護することにより価値観と信頼性を維持し、一過性のブームでなく新しいご当地グルメとして定着させることと、「食べ歩き＝まち歩き」によりたくさんの方々が鳥羽の町を楽しんでもらうことを目的に、鳥羽市が認証機関となった「とばーがー認証制度」による創作ハンバーガーの開発に賛同いただける事業者さんを募集します。

また、「とばーがー」を通じて、市内事業者の方々と一緒になって取り組む「食の魅力づくり」を、広報宣伝を中心にバックアップし、鳥羽を訪れる方々に当地が誇る大きな魅力である「食」をより一層楽しんでもらうことで、鳥羽市全体のイメージの向上や、観光客の誘致促進等につなげ地域の活性化を積極的に展開していきたいと考えています。

■募集内容

創作ハンバーガー「とばーがー」の新メニュー

■応募資格

- ①食品衛生法に基づく飲食店営業許可を有していること
- ②ハンバーガーの製造を行なう事業所が鳥羽市内にあること
- ③下記の定義を満たしていること

- ・パテ（具材）部分に鳥羽の食材を1品目以上使用していること
- ・注文を受けてから作ること
- ・鳥羽市内で販売すること



■認定基準

とばーがーの定義を満たしているもので、コンセプトや独自性の観点から、試作品を元に認定します。

■認定機関

鳥羽市長を会長とした認定委員会を鳥羽市観光課内に設置し、その委員会において「とばーがー」の認定に関する事項を協議します。

■応募方法

裏面の申請書（様式1）に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールで鳥羽市観光課までご返信ください。試作品等を持ってきていただく日を後日連絡いたします。

★★★★★

「とばーがー」として認定された事業者さんには、鳥羽市から認定証を発行すると同時に、ホームページ等で発表する他、各種媒体により積極的に情報発信を行います。また、オリジナルキャラクターをモチーフにしたPRグッズを配布させていただき、独自の印刷物等にもキャラクターを活用いただけます。

★★★★★

■■とばーがー認証制度にかかる申請書■■

事業所名		電話番号	
代表者名		FAX	
住所		E-MAIL	

<エントリー内容>

※審査項目としてだけでなく、その後の宣伝PRに必要ですので、もれのないようご記入ください

コンセプト PRポイント			
バーガー名	※スケールメリットやインパクトを加味して、「とばーがー」として総合的な宣伝PRを図りますが、各バーガーのオリジナリティを出すためにもオリジナルの名称をつけてください		
販売 予定時期		ご当地 食材	
販売 予定場所		販売 予定価格	

■認定チェック項目■

- ①パテ（具材）部分に鳥羽市内産の食材を1品目以上使用している ⇒
- ※地産地消と安心安全の「食」の提供のため、確認できる書類（納品書等）を添付してください
- ②注文を受けてから作ることができる ⇒
- ※作りたてを提供することでおいしいグルメを楽しんでもらいたいと思います
- ③鳥羽市内で販売することができる ⇒
- ※ご当地グルメとしてのブランド価値の醸成を目的としています
- ④とばーがーネットワークへ参画できる ⇒
- ※情報共有や情報交換により、将来的に持続可能な事業展開を目的にネットワーク化を図りたいと思います
- ⑤その他、認定要綱に記載されている項目をクリアできる ⇒

※応募に関する諸費用は全て自己負担でお願いします。なお、申請書類については、鳥羽市観光課において管理させていただきます。

■応募先・連絡先■

鳥羽市観光課

TEL:0599-25-1157/FAX:0599-25-1159/MAIL:kanko@city.toba.mie.jp

【ホームページ】<http://www.city.toba.mie.jp/kanko/tobarger/entry.htm>

・・・申請書はこちらからもダウンロードできます